

裁判の傍聴にご参加を！（大阪地裁）

3月25日（月）国相手の大飯原発止めよう裁判

* 交流会：原告の武藤北斗さんのお話「地震・津波・原発事故から避難して8年」

○14：30 傍聴券の抽選（大阪地裁 別館玄関前 14:30 までに集合してください）

○15：00 第29回法廷 大阪地裁 202号大法廷

○法廷終了後～17：00頃 報告・交流会：大阪弁護士会館920号室

3月25日（月）は、国相手の大飯原発3・4号止めよう裁判です。ぜひご参加ください。

◆国は裁判所に求められ、これまで主張を放置していた破砕帯問題などについて書面を出します

前回（昨年12月10日）の法廷と進行協議では、国がいまだに答えていない問題について、裁判所から回答するように求められました。

大飯原発の敷地内破砕帯（F-6）の評価について、津波評価について、放射能の拡散防止については、放水砲による撃ち落としで、気体の拡散しか考慮していないことの根拠と基準55条の策定過程の資料提出等です。

国はこれまで、「審査中」と繰り返し、裁判を引き延ばしてきました。しかし、原子力規制委員会が大飯3・4号の合格書を出したのは、2017年5月です。1年半以上も、自らが主張すべきことを放置し、再稼働だけは強引に進めてきたのです。

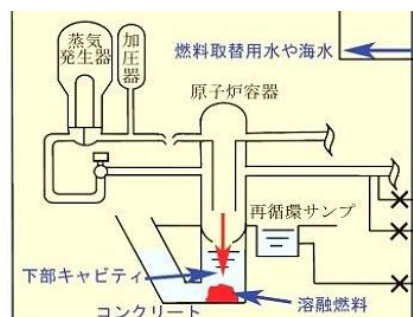
今回国がどのような見解を出してくるのか、注目し、批判していきましょう。

◆原告は、関電の重大事故対策について、法規との関連を整理して主張します

関電の重大事故対策では、原子炉容器の冷却を放棄し、メルトスルーした溶融燃料の冷却だけに限っています（いわゆる「ぼとん問題」）。通常であれば、当然に、原子炉容器も下部キャビティ（溶け落ちた燃料が集まる箇所）も同時に冷却する必要があります。しかし、大飯3・4号ではこの同時冷却ができない仕組みになっているのです。このことは、「重大事故の発生及び拡大防止に必要な措置を実施する」ことを求めている法規に違反しています。原告は、この

問題について、法規との関連を整理した書面を準備しています。

また、地震動の「ばらつき」については、裁判所から関連する文献があれば提出してほしいとのことでしたので、文献を提出する予定です。



報告会	当日の法廷のやり取りや書面について、弁護団から説明を受け、議論します。
交流会	お話：武藤北斗さん「地震・津波・原発事故から避難して8年」 交流会では、3.11で石巻から家族で避難した原告の武藤さんが、この8年の経験と思いを語ります。武藤さんの思いを受け止めて、今後の活動の糧としましょう。

おおい原発止めよう裁判の会 連絡先：美浜の会 気付

大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 TEL 06-6367-6580 FAX 06-6367-6581

2019.3.15